

佐世保市地域コミュニティ推進事業

佐世保市地域コミュニティ推進計画

平成27年2月

佐 世 保 市

目 次

第1章 はじめに

1	計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
2	本事業の目的・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3
3	本計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・	P 4
4	本計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・	P 4
5	他の計画との整合性・・・・・・・・・・・・・・・・	P 4

第2章 本市の地域コミュニティの現状と課題

1	町内会の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・	P 5
2	地域団体の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・	P 9

第3章 モデル事業の検証

1	モデル事業検証報告書を受けて・・・・・・・・	P 11
---	------------------------	------

第4章 本事業の推進内容

1	地域コミュニティ推進の基本的な考え方・・・・・・・・	P 13
2	地区自治協議会の設立・・・・・・・・・・・・・・・・	P 14
3	町内会の活性化・・・・・・・・・・・・・・・・	P 21
4	町内会と地区自治協議会との連携・・・・・・・・	P 25
5	庁内体制の確立・・・・・・・・・・・・・・・・	P 27

第5章 本事業の推進内容の具体的な取り組み

1	地区自治協議会の設立・・・・・・・・・・・・・・・・	P 29
2	町内会の活性化・・・・・・・・・・・・・・・・	P 33
3	庁内体制の確立・・・・・・・・・・・・・・・・	P 36

第1章 はじめに

第1節 計画策定の背景

〔地域を取り巻く状況〕

現代社会の“有りよう”として、少子高齢化や核家族化、国際化・情報化などが言われて久しくなりますが、時代の流れとともに少子高齢化は一層進行し、更に近年は、人口減少時代の到来をはじめ、経済活動の大都市部への集中とそれに伴う地方経済の不振、さらには都市部への人口流出など、地方の活力低下を懸念する声が増えてきました。

こうした社会状況とともに、私たちのまち“佐世保”を振り返ると、中心商店街や郊外の駐車場を完備した、大型のショッピング街では多くの住民・買物客で賑わっていますが、それ以外の旧来の商店街では閉店した店舗が多くなり、往来する人もまばらです。隣接する住宅街では、人口の減少を表すかのように空き家や廃屋が増えており、特に廃屋は荒れ放題になって環境の悪化を招くなど、悩ましい地域課題になりつつあります。

〔様々な課題を抱えつつある地域コミュニティ〕

私たちの身近な地域では、コミュニティの基礎的組織である町内会がより良い町内づくりに向けて様々な活動を展開していますが、多くの町内会で高齢化や役員の皆さんの後継者不足が深刻化しており、さらに町内会加入者が減少する中で、将来的な運営と活動の維持に危機感を感じている町内会が増えています。※P5～9参照

また、個人のライフスタイルの多様化や地域に対する考え方の違いなどにより、地域活動に参加しない人や地域での関わりを持とうとしない人が多くなっており、地域住民相互の連帯感や結びつきが希薄化しています。

このように、町内会活動が様々な課題を抱えつつある一方で、地域では、様々な課題が広域化・複雑化しています。例えば、高齢者世帯や一人暮らしのお年寄りをどう見守りどう支援していくのか、次代を担う子供たちをどう育てていくのか、詐欺などの犯罪や大規模災害から地域住民の生命と財産をどう守っていくのか、等々です。

こうした課題に対しては、町内会単独や単一団体では対応が難しく、多くの地域住民が知恵を出し合い、力を合わせて対処していくことが急務になっています。

〔人口減少が地方自治体に与える影響〕

人口減少の問題は、本市のような地方自治体に対して重大な影響を与える可能性があると言われています。人口の減少とは、主に若年層の大都市部への流出や地方経済の不振による労働者人口の減少であり、地方自治体に対して税収の減少と財政規模の縮小という直接的で重大な課題を突き付けてくることになるからです。

折しも、国立社会保障・人口問題研究所が平成25年3月に公表した「日本の地域別将

来推計人口」によると、本市の人口は2010年の26万1千人から2040年には19万4千人に減少すると推計されています。25%に及ぶ減少率が市財政に及ぼす影響は計り知れないものがあり、加えて超高齢社会の進展による社会保障費が増大していくことを考慮すれば、本市は相当の組織・職員の削減及び、行政サービスの大幅な縮小を余儀なくされていくものと想定されます。

表 1 長崎県と佐世保市の将来推計人口（単位：人）

	2010 年	2015 年	2020 年	2025 年	2030 年	2035 年	2040 年
長崎県	1,426,779	1,370,896	1,312,976	1,250,016	1,184,609	1,117,752	1,048,728
佐世保市	261,101	251,342	241,197	230,087	218,415	206,362	193,949

※国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」より抜粋

〔不可避のテーマとなる「住民自治の実現」〕

行政サービスの縮小は地域に対しても同様であり、これまで地域に対して行われてきたソフト・ハード両面にわたる様々な行政サービスの提供は、時代を追って難しくなっていくものと思われます。しかしながら、地域において前記の様々な課題が益々懸案化していくことを想定するとき、地域・行政のそれぞれが置かれている状況や双方が抱える諸課題を整理しながら、これらを乗り越えていくために、新たなまちづくりに向けた態勢と取り組みを組み立てていかなければならないとかが到来すると思われます。

そして、その取り組みの基本となるのが、「地域のことは地域で考え、地域で取り組む」ことであり、「住民自治の実現」に他ならないと考えます。

もとより地域諸課題は多様多岐にわたることから、その解消に向けての取り組みは、地域が中心となって取り組むもの、地域と行政が協働で取り組むもの、行政が中心となって取り組むものに区分され、市民協働による役割分担が明確化していくこととなりますが、必然的に地域主体の取り組みは増大し、根本となる地域の経営は、地域の皆さんが主体的に考え、主体的に行動していく「住民自治」が基本になることでしょう。

「住民自治の実現」は、近い将来、地域に課せられていく大きな課題の一つになっていくものと考えられ、そうした時代の到来を見据えて、新たな地域づくりの取り組みを進めていかなければならない状況が近づきつつあると考えます。

〔佐世保市の取り組み〕

前記の地域コミュニティの現状と想定される将来を踏まえ、本市では、平成18年から地域コミュニティのあり方に関する調査・研究を開始しました。同20年には外部委員会（佐世保市地域コミュニティあり方検討委員会）を設置し、同22年3月には同委員会から「佐世保市における地域コミュニティのあり方提言書」を提出していただきました。

さらに本提言書をもとに、市内部の検討組織として「佐世保市地域コミュニティ推進会議（以下「推進会議」という。）」を立ち上げ、市民協働に基づく地域コミュニティ推進の方向性を示すため、平成24年11月に「佐世保市地域コミュニティ推進指針（以下「推

進指針」という。))」を策定したところです。

推進指針では、豊かな地域コミュニティの構築をけん引する、新たな市民団体として「地区自治協議会」の設立を主要施策として掲げたことから、本施策の課題検証と全市内での取り組みに向けた制度設計を行うため、当協議会の設立・運営に係る「モデル事業」を3か年にわたり取り組んできました。

そして、モデル事業の取り組みを通じて浮かび上がってきた、様々な課題や問題点の抽出と課題解消の検証作業をまとめた「モデル事業検証報告書」を作成したところです。

本「地域コミュニティ推進計画（以下「本計画」という。）」は、検証報告書を踏まえ、26年度から29年度までの4年間にわたる「地域コミュニティ推進事業」の具体的な施策推進の年次計画として、策定することになったものです。

第2節 本事業の目的

本市では、第6次総合計画 後期基本計画で、特に重点的に推進すべき事業群として「重点プロジェクト」を掲げ、「成長戦略プロジェクト」、「安心・安全なまちプロジェクト」、そして「地域の絆プロジェクト」を打ち出しています。

「地域の絆プロジェクト」とは、“市民協働によるまちづくりの基盤である地域コミュニティの活性化を図るとともに、NPO や地域リーダーなどのまちづくりの担い手を地域全体で育みながら、高齢者福祉や子育て支援など、暮らしの様々な分野における協働によるまちづくりを進めるためのプロジェクト”として位置付けています。

いわば、「地域コミュニティ推進事業」は、「地域の絆プロジェクト」の中核的な事業であり、現在から将来の地域コミュニティの活性化に向けて、長期にわたり取り組んでいかなければならない事業であると考えています。

前節で述べたように、将来的に人口の大幅な減少が想定される中で、地域を取り巻く環境は厳しさを増していくものと思われますが、同時に、そのような不都合な“想定”と真正面から向き合い、より良い将来を創生していくために、様々な取り組みを進めていくことが急務になりつつあります。

そして、その取り組みの一つとして、市行政、関係機関、市民が共に地域の将来と向き合い、より良い地域コミュニティを実現していくためにはどうすればいいかを真剣に考え、市民と行政等とが一体となったまちづくりを推進する「地域コミュニティ推進事業」を一刻も早くスタートすることが必要であると考えます。

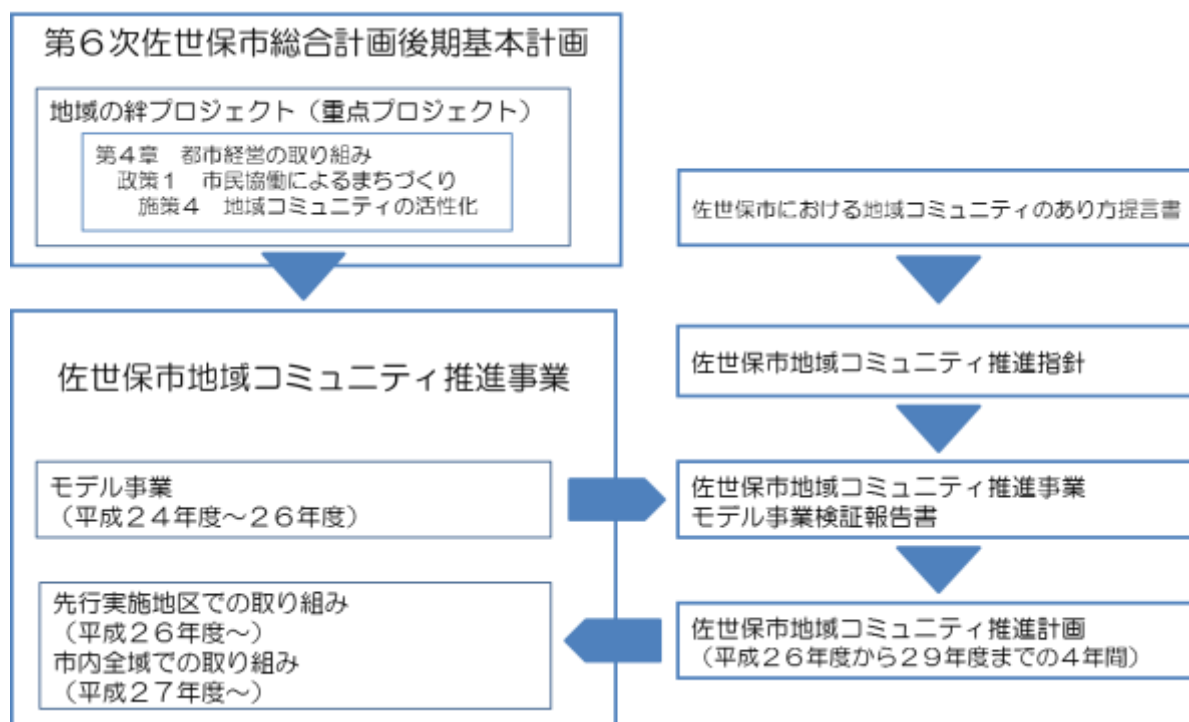
また、本事業は、10年、20年、30年後の地域コミュニティの活性化を見据えた事業であり、時代の進展とともに様々なテーマを掲げながら計画性をもって取り組みを進めていかなければならない事業でもあります。

このようなことから、地域と行政との市民協働のもとに、住民の皆さん相互の思いやりと支え合いにあふれた、安全・安心で魅力的な地域コミュニティを目指すことを目的としています。

第3節 本計画の位置付け

本計画は、佐世保市総合計画後期基本計画の分野別計画の一つとして、佐世保市地域コミュニティ推進指針を踏まえ、地域コミュニティの活性化を総合的かつ計画的に推進するための、基本となる考え方と方向性を示すために策定するものです。

図1 佐世保市地域コミュニティ推進計画の位置付け



第4節 本計画の期間

本計画の期間は、平成26年度から平成29年度までの4年間とします。4年後の計画達成を目標として、取り組みを推進していきます。

なお、社会情勢や施策推進の進捗状況などを踏まえ、必要に応じて本計画の内容を適宜見直します。

第5節 他の計画との整合性

本計画は、第6次佐世保市総合計画後期基本計画や佐世保市地域福祉計画・佐世保市地域福祉活動計画等との整合性に留意しながら策定しています。

第2章 本市の地域コミュニティの現状と課題

第1節 町内会の現状と課題

1 町内会の活動

町内会活動は、同じ地域に住む人が日頃から親睦と交流を通じて、日常生活に必要な情報交換や安全確保を行うなど、連帯感を深めながらみんなで話し合い、住みよく明るいまちづくりを目的としています。

本市では町内会として、概ね次のような様々な活動を行っています。

①防災防犯活動

- ・防犯灯の設置及び維持管理、交通安全啓発、防犯パトロール
- ・防災及び防火活動

②福祉活動

- ・敬老行事の開催

③生涯学習活動

- ・体育及びレクリエーション活動、文化活動、研修活動

④環境美化活動

- ・ごみステーションの維持管理、資源集団回収、町内消毒
- ・市道の草刈り除草、公園の維持管理、市民大清掃
- ・水路整備、里道及び公衆用道路等の整備

⑤広報活動

- ・町内会だよりの発行、広報紙や行政等からの文書の配付及び回覧

⑥その他

- ・集会所等の施設の維持管理・整備

2 町内会の規模

平成26年4月1日現在、本市には610の町内会があり、そのうち100世帯未満の規模の小さな町内会は327団体（53.6%）、300世帯以上の比較的規模の大きな町内会は80団体（13.1%）となっています。

表2 町内会の世帯規模（H26世帯数調査表より）

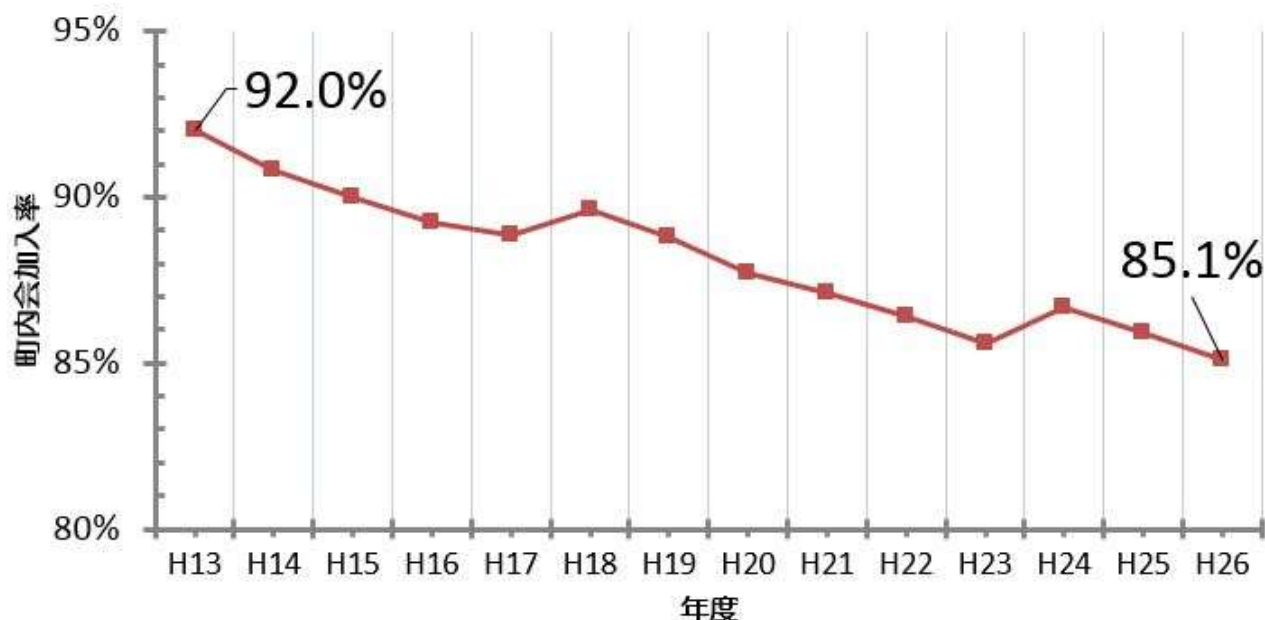
区分	100世帯未満	100世帯以上～ 300世帯未満	300世帯以上	計
団体数 (割合)	327団体 (53.6%)	203団体 (33.3%)	80団体 (13.1%)	610団体 (100%)

3 町内会の加入率

本市の世帯数は約 105,000 世帯（平成 26 年 4 月 1 日現在※）です。現在、約 85%の方が町内会に加入していますが、町内会加入率は年々低下の傾向にあります。

※ 平成 22 年国勢調査の確定値を基に集計した世帯数

図2 町内会加入率の推移



4 町内会に関するアンケート調査結果から見てきた、町内会の課題

本市では、平成 25 年 8 月に町内会に関するアンケート調査を実施しました。その調査の結果から見てきた町内会の主な課題は、次のとおりです。

(1) 町内会の“運営”に関する設問と回答状況

	設問	主な回答	
1	会則	町内会の会則が有る 町内会の会則が無い	88% 11%
2	町内会の加入促進	訪問により未加入世帯への加入を呼びかけ 市からのポスターやチラシを掲示板等に掲示 行っていることは特にな	36% 33% 27%
3	町内会の活動状況	大変活発である 比較的活発である 活動が低迷している	9% 47% 14%
4	行政に求める支援 (2つまで複数回答可)	行政側の対応の一本化 未加入世帯対策	43% 30%

		活動事例や助成制度等の情報提供してほしい	27%
		運営や活動に対する助言	19%

設問1の回答結果によると、会則を設けている町内会は9割近くあり、運営・活動の仕組みが整いつつあります。

設問2「町内会の加入促進」の回答結果では、7割の町内会が加入促進の取り組みを行っており、自由記述欄でも町内会の皆さんが加入促進を図るためにあの手この手の取り組みを実施されている状況が多数寄せられています。地域コミュニティ事業に関する住民説明会の際にも、「条例で町内会加入を義務化できないか」との声や「行政から加入を指導してほしい」との要望があり、町内会の皆さんが未加入世帯対策に苦労されている状況に度々接してきました。

設問3の回答結果では、一部の町内会で活動が低迷している状況が見られます。

設問4の「行政に求める支援」の回答結果では、「行政側の対応の一本化」が最も多く、縦割りではなく効率的な対応が求められているほか、前記の未加入世帯対策や町内会の運営・活動に対する情報提供が求められています。この他にも、自由記述欄で職員の活動参加や役員就任を始め、依頼事務の削減及び簡素化、補助金の増額など様々な要望が寄せられています。

(2) 町内会の“組織構成”に関する設問と回答状況

	設問	主な回答	
5	町内会の現状の世帯数	適切と考えている	64%
		多いと考えている	8%
		少ないと考えている	19%
6	町内会再編の必要性	再編が必要である	11%
		再編は必要と思うが、現実的に難しい	41%
		再編の必要が無い	35%
7	町内会長の再任の制限	再任の制限がある	15%
		再任の制限が無い	84%
8	町内会活動を行う上で の最も大きな問題点	役員のなり手が少ない	34%
		高齢化が進んでいる	32%
		役員の負担が大きい	11%

設問5の回答結果によると、約3割の町内会が現在の世帯数に課題があると考えているほか、設問6によると、約5割の町内会が「再編が必要」と回答しています。町内会の世帯数規模は、人口減少等で縮小傾向が続いていることから、担い手不足等がより大きな課題となることが予想され、再編の必要性は今後高まっていくものと考えられます。

設問7の回答結果では、再任制限がない町内会が多く、このことが役員の就任期間の長期化や高齢化に繋がっている可能性があります。設問8の回答では、「会員の高齢化」や「役員の担い手不足」が大きな問題となっていますが、町内会活動に関わろうとしない人の増加や再任制限のない状況等が大きく影響しているものと思われます。

アンケート調査の自由記述欄では、若い人の町内会加入を始め、活動参加、役員就任を求める声が多く寄せられており、そのために様々な取り組みをされている状況が報告されていました。こうした要望は、役員を交代したくとも引き受け手がいないといった課題が深刻化していることの証左であると考えられます。

(3) 様々な課題に対する対応が急務

町内会等自治組織は、コミュニティの基礎的組織であり、本事業を推進していく上で不可欠の団体です。今後も円滑にかつ継続的に運営・活動が展開されることが望まれますが、前記のように、町内会が様々な課題や悩みを抱え、苦勞されている状況が如実に見えてきました。

本市では、これまで町内会活動を支援するため、町内会の運営方法や市の助成制度の申請方法、加入促進手引き等について掲載した「活動の手引き」を作成し、各町内会に配付してきましたが、以上のアンケート結果にもあるように、今後も引き続き、必要に応じて改訂し、各種情報の提供を行っていく必要があります。

また、基本的に、行政として自治組織である町内会に対してどのような関わりと支援ができるか、を考えるとともに、様々な機会を通じて町内会のニーズの把握と取り巻く課題の検証に努めながら、「町内会の活性化」に向けた支援のあり方について検討していく必要があると思われます。

第2節 地域団体の現状と課題

1 地域団体の現状

地域では、様々な団体が、様々な区域の中で、様々な活動を展開しています。身近な団体としては、町内会や老人クラブ、子ども会、婦人会等があり、より広域になると、連合町内会や民生委員児童委員協議会（以下「民児協」という。）、PTA、消防団等があるほか、さらに前記の各種団体の参画による生涯学習推進会や福祉推進協議会、青少年健全育成会、防犯協会等の団体があります。

これらの地域団体は、一般的には「地縁型団体」として位置づけられますが、より細かく分類すると、前者の町内会や民児協、老人クラブ、PTA等の団体は、同じ立場の住民の皆さんから構成されることから、本計画では狭義の「地縁型団体（地縁型住民自治組織）」と位置づけ、後者の生涯学習推進会、福祉推進協議会等は、地縁型団体の参画のもとに特定の目的達成のために活動を展開することから「目的型団体（目的型住民自治組織）」として分類しています。

地縁型団体は、同じ立場の皆さんが集まり、より良い地域づくりに向けて様々な活動を担ってきた団体で、いわば基本的な地域団体と言えます。一方、目的型団体は、行政等の公的機関が自らの施策を地域ぐるみで取り組んでもらうために設立を推進し、運営を支援してきた団体で、行政主導型の団体としての側面を持っていますが、今日では、長年にわたる活動の中でしっかりと地域に溶け込み、地域の振興と課題の解消、地域の一体感と連帯感の醸成等に大きな役割を果たしているところです。

2 地域団体の課題

前項のとおり「目的型団体」は、地域づくりに一定の役割を果たしてきたところですが、その一方で、地域に様々な負担をもたらしつつあるといった課題があります。

（１）複雑でわかりにくい地域団体の設立状況

図3では、地縁型団体を構成団体とする目的型団体の設立状況を表しています。地域によって細かな違いはありますが、概ねこのような組織構成を呈していると思われます。この図を見てもわかるとおり、目的型団体の設立状況は複雑で分かりにくく、また、それぞれの団体間では連携・連絡関係が十分ではなく、それぞれが個別に活動を展開している状況にあります。このことは、即ち、地域には地域活動を効率的に展開していく仕組みがないということ、地域諸団体の力を効果的に発揮させる仕組みがないということを表しています。

（２）特定の地域住民に対する負担の集中

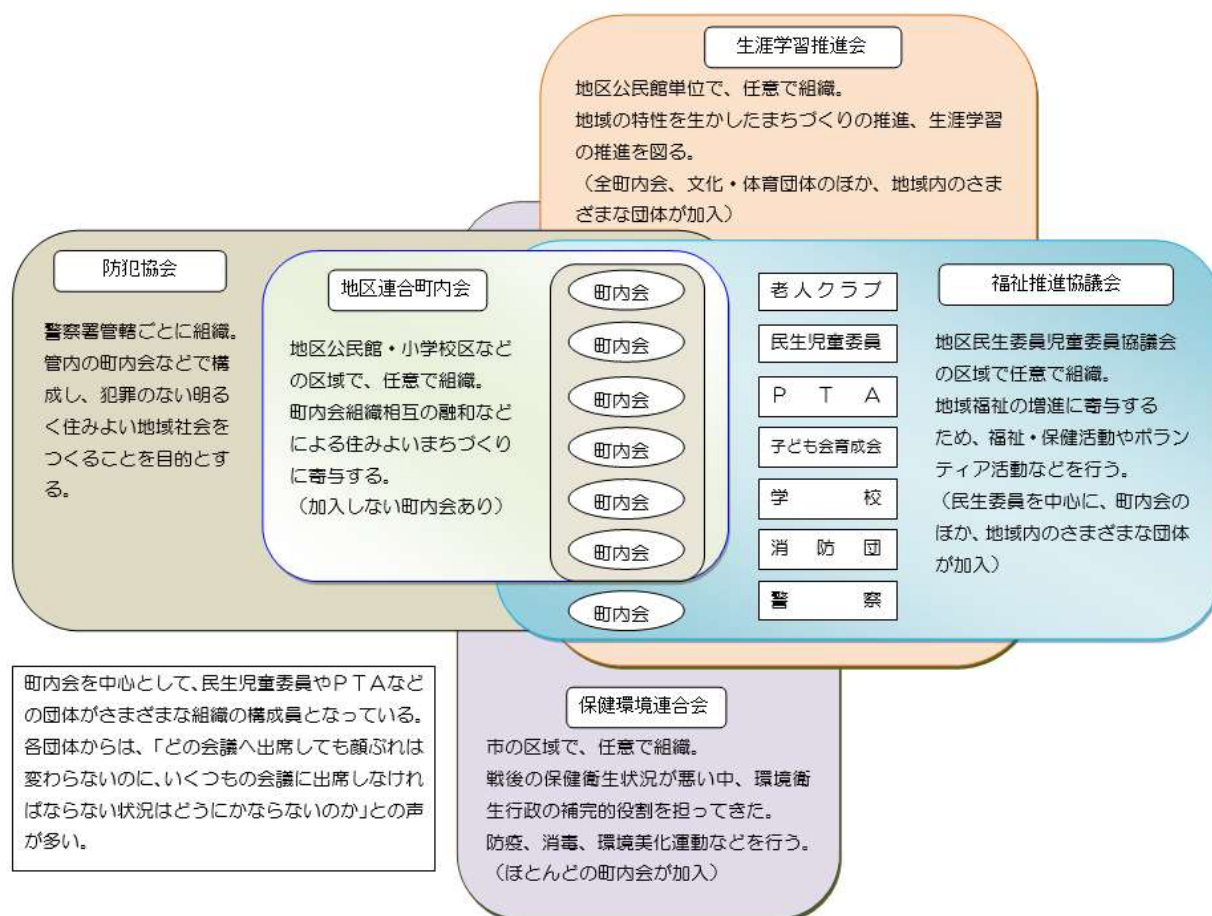
このように、地域では様々な目的型団体が設立されていますが、団体ごとに役割分担できるはずもなく、その担い手はどうしても町内会（連合町内会）や民生委員児童

委員協議会、老人クラブ、PTA等の主要な団体が引き受けることになることから、それぞれの代表者や関係者に団体の役員就任や会議出席、活動参加や従事等の負担が集中している状況が見られます。

地縁型団体の代表者等の皆さんは、本来の活動に加え、目的型団体に参画することにより様々な負担を背負う状況になっています。

図3「現在の地域活動組織（イメージ）」

※「佐世保市における地域コミュニティのあり方提言書」（平成22年3月）から抜粋（一部文言修正）



（３）次代を見据えて、新たな組織づくりの検討が必要

上記の目的型団体の設立及び活動に関わってきた本市及び市内の関係機関は、これらの団体が地域に対して様々な負担をもたらしている現状について、理解を深めることが必要です。そしてその上で、地域住民が分かりやすく、関わりやすいような地域団体のあり方や、既存の地域活動を効率的に展開する仕組みづくり、多くの住民で活動を担っていくための役割分担の仕組みづくりなど、次代の地域団体を見据えた組織づくりを検討していく必要があります。

第3章 モデル事業の検証

第1節 モデル事業検証報告書を受けて

〔モデル事業の目的〕

本市では、推進指針の策定後の平成24年12月から平成27年3月までの3ヶ年の予定で、本事業の中核施策である「地区自治協議会の設立・運営」に係るモデル事業を市内の4地区で実施しています。

モデル事業の目的としては、平成27年度からの市内全域を対象とした取り組みに先駆け、試行的に事業を実施することにより、様々な課題の抽出とその改善・解消策を明確化することで、市内全域での取り組みに向けてのまちづくり事業の仕組みを構築するということにありました。

今だモデル事業を「実施中」であり、検証作業は半ばですが、これまでの取り組みに係る課題・問題点の抽出や解消に向けての対応策等の整理については、「モデル事業検証報告書（第1版）」として中間的なまとめを行ったところです。最終的には、27年3月のモデル事業終了をもって報告書「最終版」の作成を行う予定としています。

〔様々な課題を浮き彫りにしたモデル事業〕

第1版の報告書でも記載しているように、今回のモデル事業では、様々な課題・問題点が浮き彫りとなっています。主なものとしては、行政側の問題として「事業推進に対する準備や制度設計が十分ではなかった」ことをはじめ、「地域関係者間で事業への理解が十分ではなかった」、「設立準備の期間が短かった」、「組織づくりの視点が明確でない」、「自治協議会を設立したことで負担が増えた」、「補助金が使いにくい」等々がありました。行政側の事業に関する説明不足や地域認識の甘さに起因する課題も少なくなく、反省すべきところが多々ありました。

その一方で、課題だけでなく、「地域の諸団体の意見交換の場が生まれた」、「地域のまちづくりを改めて考える機会となった」など、前向きな意見を報告している地区もあり、事業を通じて住民の皆さんが自らの地域と向き合い、「住民自治の実現」に向けた1歩を踏み出すような意見が出てきたことは、極めて意義深くモデル事業の成果として評価できるものと考えています。

〔課題等は推進計画に反映します〕

今回モデル事業の中で浮き彫りとなった課題・問題点については、対応策・解消策を講じ、市内全域での地区自治協議会設立の取り組みが円滑に実施できるよう、本推進計画に反映させていくことにしています。

特に、前記の課題を踏まえて重点的に取り組まなければならないことは、本事業を推進

する側の本市が部局を越えて一体的な取り組みを展開していく必要があること、そして本事業の主役である地域の皆さんに事業内容等に関する理解を十分に深めてもらう必要があることと考えています。

もとより「地域コミュニティ推進事業」は、主管部である市民生活部が単独で実施できる事業ではなく、庁内の推進組織である「地域コミュニティ推進会議」が中心となって推進体制を整え、地域活性化に向けた取り組みを全庁的に推進していく必要があります。また職員一人ひとりが町内会や地域活動の大切さを理解し、それぞれの立場から本事業を推進・支援していくことも必要です。このようなことから施策推進について全庁的な取り組みを具体化するとともに、地域コミュニティに関する職員の意識改革を図るため、職員研修等に鋭意取り組むこととしています。

さらに、地域の皆さんの事業に対する理解の促進については、地区自治協議会の設立準備として十分な時間を確保し、その中で設立協議のみならず、住民説明会や関係者対象の研修会の開催、コミュニティ情報紙の発行を行うなど、市民協働で計画的に関係者及び地域住民の理解の促進に努めていくこととしているところです。

〔改めて「地区自治協議会の設立」とは？〕

モデル事業のテーマである「地区自治協議会の設立」とは、単に一市民団体の設立にとどまりません。地区の諸団体が集い地域課題について協議し、地域活性化に向けて様々な活動を展開する団体で、“豊かな地域コミュニティの実現”をけん引する地域団体を設立することであり、さらに、既存の地域団体との再編・合流を図りつつ、当該団体の機能を集約しながら「地域を代表する団体」として設立していくことでもあります。

これはとりもなおさず、将来に向かって現在の地域活動の仕組みや行政との関係性を大きく変えていこうとする取り組みであり、一朝一夕に自治協議会の本格的な設立が実現できるとは考えていないほか、モデル地区の取り組みもこれからが本番となるものと考えています。

平成27年度から計画している、市内全域を対象とした取り組みに際しては、モデル事業の検証結果から見えてきた課題解消の方策や地域の皆さんからのご意見を踏まえつつ、推進計画を策定し、対応を図っていくこととしていますが、モデル地区を除く23地区分の課題が出てくるものと予想されます。

地域によっては難しい課題が出てくるものと思われますが、それぞれの地域の特性や事業を勘案しつつ、地域の皆さんと十分話し合いを行いながら、より良い「地区自治協議会の設立」に向けて前進できるよう、協働の取り組みを進めていきたいと考えています。

第4章 本事業の推進内容

第1節 地域コミュニティ推進の基本的な考え方

少子高齢化や人口減少、地域活動への参加者の減少など、地域を取り巻く環境が厳しさを増し、将来的な地域活力の低下が懸念されています。その中で、地域が将来にわたって今の活力を維持するとともに、豊かな地域コミュニティを実現していくためには、地域と行政が市民協働により機能的な役割分担を行いながら、より良い地域づくりに向けて確かな一歩を踏み出さなければならないと考えます。

そこで、本計画では、地域と行政が市民協働で地域のまちづくりに向けて共に考え、共に行動するとの理念のもと、町内会を中心とした地域コミュニティの活性化を図ることとします。具体的には、基礎的組織である町内会等の活性化を図るとともに、推進指針にも掲げてきたとおり、“現在の地域における各種団体の活動を基本にしつつ、それら各種団体がその地域の中で、組織の再編を行い、団結・連携し、より良い地域コミュニティの構築を目指す”というものです。

住民はまちづくりの主役であり、住民の皆さんが各々の個性と能力を発揮して、地域活動に参加・参画するとともに、住民同士が果たすべき役割と責任を自覚して、お互いに協力しながら活動することが重要です。将来にかけて住民一人ひとりが積極的にまちづくりに携わり、地域の課題解決に取り組む「自分たちの手によるまちづくり」を推進するもので、これらの取り組みを通じて、本事業の最終目標である「住民自治の実現」を目指します。

行政は、公平公正の観点に立つとともに、市民第一主義のもと、まちづくりの対等なパートナーとして、地域の自主的・主体的な地域コミュニティの形成を様々な方面から積極的にサポートします。

以上の考え方にに基づき、外部委員会からの提言書と推進指針、さらにモデル事業の取り組みを踏まえ、地域と一体感を持ったまちづくりに取り組むため、次の四つの施策を掲げて本計画を推進していきます。

- ①一定の地域での地域づくりを目的とする“地域コミュニティ組織”としての「地区自治協議会」の設立
- ②もっとも基礎的な組織である”町内会等自治組織”（「町内会」）の活性化
- ③地域コミュニティ組織としての「地区自治協議会」と「町内会」の連携
- ④地域・行政における役割分担のもと、対等なパートナーとしての行政の庁内体制の確立

第2節 地区自治協議会の設立

○目的

広域での地域団体と多様な人材の参加・参画を得て諸課題の解消に努めるとともに、種々の活動を展開することで、“豊かな地域コミュニティの実現”を図るため、地域を代表する新たな市民団体として「地区自治協議会」の設立を推進します。

○推進内容

平成27年度から市内全域を対象として、事業に対する理解の促進に努め、地区自治協議会の設立を推進します。

設立に係る取り組み期間としては、平成27年度から平成29年度までを「支援期間」として位置付け、設立及び運営が軌道に乗るよう自立に向けた行政支援を行います。また、平成30年度以降を「本格運用」として位置付け、市内全地区の足並みが揃った取り組みを行います。

1 地区自治協議会の概要

(1) 名称・区域・拠点

- 名称：「〇〇地区自治協議会」とします。
- 区域：地区公民館単位（27地区）とします。
- 拠点：原則として「地区公民館」を利用します。

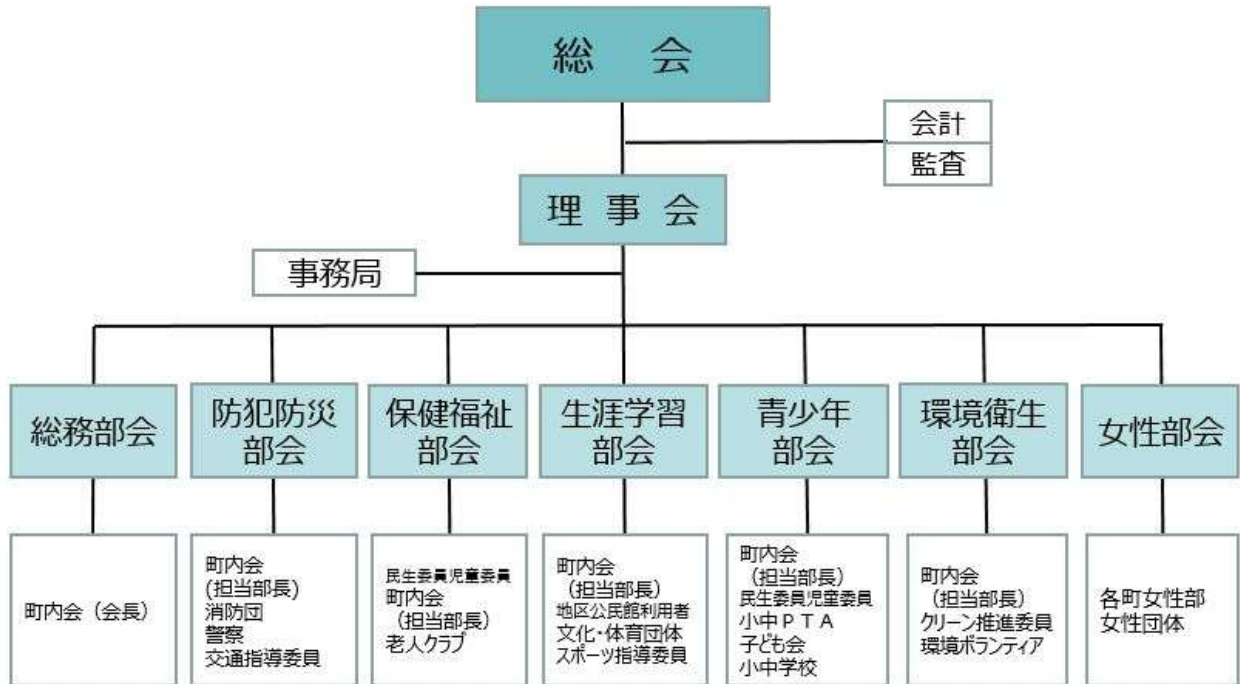
(2) 構成団体等

地区自治協議会の構成団体は、その地域の実情に合わせて地域自らが組織することとします。例としては地区内の町内会を中心に、民生委員児童委員協議会、PTA、老人クラブ、消防団など地域内で活動する各種団体をもって構成するものとします。

(3) 役員・組織・会議

- 役員：会長、副会長、会計、部会長、監査等の役員を配置します。
- 組織：協議会の円滑な運営を図るため、各種事務を処理し、行政との窓口となる「事務局」を設置するとともに、地域活動の実働組織としての「部会」制を導入し、必要に応じて専門部会を設置します。なお、部会の種類と設置数については、地域の実情に応じて設置することとします。
- 会議：協議会の運営に当たっては、全会員参加による「総会」を最高の議決機関と位置付け、年1回開催するものとします。また、役員及び部会代表者からなる執行機関として「理事会」を設けて随時開催するほか、部会ではそれぞれ「部会会議」を開催します。

図4「地区自治協議会の組織（イメージ）」



（４）事務局の設置

地区自治協議会では、庶務及び会計事務を処理する「事務局」を地区公民館内に設置し、協議会運営の要の役割を果たします。

事務局体制は、事務局長 1 名、事務局員 1 名の 2 名体制を基本とします。

事務局長及び事務局員は、地域から選任することとし、行政や地区公民館との良好な連携関係を保持しつつ、自治協議会活動の推進役を担います。

なお、事務局長の人材発掘・育成については相当の時間を要することが想定されるため、地区自治協議会の設立準備の段階から当分の間は、本市職員である地区公民館長が事務局長を兼務するなどの行政支援を行います。地区自治協議会の自立に向けて、行政は地域から選任するための働きかけを併せて行います。

また、事務局員についても、設立当初から地区自治協議会の円滑な運営を行うため、設立準備の段階からの確保に向けて準備を進めていきます。

（５）地区自治協議会の運用

○地区自治協議会の役割

- 地区の課題に対する協議を行い解決に向けた検討を行うとともに、地区内で対応可能なものについては協議会で対応します。また、対応できないものについては行政との協働で取り組むものとしします。
- 協議会を構成する各種団体間での情報共有を行うことで、各部会及び各団体間

の連携を促進します。

- ・協議会の各部会活動と町内会活動を整理し役割分担を図ることで、町内会の負担軽減を図ります。
- ・協議会と既存の地域団体との再編・合流を行うことで、既存団体の分かりやすい組織化を図ります。

○地区自治協議会の活動

地区自治協議会活動は、既存の地域団体の活動を取り込みつつ、より多くの住民の皆さんに参加・参画してもらえるよう、拡充を図りながら実施していくことを基本としますが、地域の実情や必要性に応じて新たな取り組みも実施していきます。

○部会ごとの取り組み内容

地区自治協議会の各専門部会の活動は、既存の地域団体の活動を基本としており、主な取り組み例は下記のとおりです。

①総務部会

- ・協議会の運営（運営全般、行事の計画と推進、広報啓発活動、行政連絡、町内会の支援など）
- ・行政との連携（市政懇談会、斜面密集市街地対策、道路整備プログラムの検討など）
- ・広報周知活動（地区自治協議会だよりの発行、ホームページ作成など）

②防犯防災部会

- ・防災、防火活動（危険箇所パトロール、防火・防災訓練、避難所の確認・周知など）
- ・交通安全運動の推進（交通安全教室などの啓発、交通安全指導員による安全指導など）
- ・地域防犯活動の推進（防犯パトロールの実施など）

③保健福祉部会

- ・地域福祉活動（いきいきサロンの推進、身近な相談窓口の設置など）
- ・老人クラブ活動の支援

④生涯学習部会

- ・生涯学習活動の推進（公民館祭り、文化祭、体育・レクリエーション活動、活動発表の機会提供、地域リーダーの育成など）

⑤青少年部会

- ・青少年健全育成、非行・事故防止活動（非行防止・防犯パトロール、夜間パトロール、小中学校行事の協力、レクリエーション活動など）
- ・PTA 活動の支援（体験・交流・広報・文化・スポーツレクリエーション活動など）

⑥環境衛生部会

- ・環境衛生活動（清掃推進、違反広告物除去、環境美化など）

⑦女性部会

- ・各部会活動及び協議会行事の協力支援

2 設立計画

（１）設立準備

平成 27 年度から、各地区での自治協議会の設立に向けた各種準備作業を開始します。特に平成 26、27 年度は、具体的な事業推進の初期段階となることから、“地域住民の本事業に対する理解の促進”を重要課題に位置づけ、理解促進に向けての取り組みを実施します。

また、このような取り組みと合わせて、「地区自治協議会設立準備会(以下「準備会」という)を設置し、地域主体の設立準備を推進します。

① 設立関係者及び地域住民の本事業に対する理解の促進

設立準備会主催の住民説明会や講演会の開催をはじめ、関係者対象の研修会・勉強会の開催、地域コミュニティ計画の作成、コミュニティ情報紙の発行等を行い、地区住民の事業に対する理解の促進に努めます。

② その地区ならではの自治協議会の設立協議

地区の特性や地域団体の活動等を考慮しながら、その地区ならではの自治協議会の設立に向けて、事業計画、組織構成、財源計画、規約・会則、広報計画等の（案）づくりに取り組み、市民団体としての組織づくりを推進します。協議の進捗状況は、コミュニティ情報紙を通じて住民周知を図ります。

③ 既存団体との再編・合流の検討

地区自治協議会の設立に当たっては、「地域を代表する市民団体」化を目指して既存団体との再編・合流を進める計画（後述）であることから、具体的な再編計画について検討を行い、自治協議会の設立時は、再編可能性の高い一部団体との合流を目指します。

④ 地域コミュニティ計画づくりの検討

本事業を推進するに当たっては、中核となる地区自治協議会がどのような地域づくりに取り組み、どのような地域の将来像を目指すのかを具体的に示すため、「地域コミュニティ計画」づくりを行うことが望ましいと考えます（後述）。本計画づくりを設立準備会で協議・検討します。

（２）設立及び試行的運用

平成 28 年度以降は、設立準備が整ったところから、地区自治協議会の設立を推進し、市内全地区での設立を目指します。

平成 29 年度は、市内全域での地区自治協議会の試行的な運営と活動を支援するとともに、平成 30 年度からの本格実施に向けて諸課題の検証と整理を行います。

(3) 先行実施

平成26年度は、地域からの希望に基づき、先行実施地区を選定し、前記の設立準備会の設置及び、地区自治協議会の設立に向けての取り組みを支援します。

3 設立の方策 ～既存の地域団体との再編・合流に向けての取り組み～

地区自治協議会は、地域コミュニティ活性化の推進母体となる、新たな市民団体として設立を図り、最終的には既存の地域団体との再編・合流を図って「地域を代表する市民団体」を目指します。

地区自治協議会との再編・合流を目指す地域団体としては、地域の最も基礎的組織である町内会の連合組織や、目的型団体の生涯学習推進会、福祉推進協議会、青少年健全育成会、防犯協会などを想定しており、これらの団体の目的や活動を損ねることなく機能を引き継ぐ形で、自治協議会との再編・合流を推進します。

再編・合流の方法としては、新たな市民団体として地区自治協議会を一旦設立した後に、既存団体の再編・合流に取り組む方法や、設立準備会の段階で既存団体との再編・合流を協議し、設立時には合流の可能性の高い既存団体との再編・合流を一部完了し、順次その他の団体との合流に取り組んでいくという方法などがあります。

前者の方法は、地区自治協議会の設立により新たな会議、役割、取り組みが増える形となって、住民の皆さんの負担が増加するほか、関係団体の運営・活動を妨げる要因となります。また、合流に係る会議を自治協議会設立後に再開する必要があり、新たな会議開催の負担をかけることになります。

後者は協議に時間を要しますが、再編・合流に係る課題等を一定整理できることから、取り組みがスムーズに進んでいく可能性があります。

このようなことから、平成27年度からの市内全域を対象とした取り組みに際しては、後者の方法を推進するとともに、表3のように地域団体を設置状況毎に分類して段階的に検討しながら再編・合流に取り組んでいくものとします。

なお、地区自治協議会は、既存団体を集約する形で「地域を代表する市民団体」化を図ることから、本協議会設立後は、市が主導して新たな市民団体を設立しないことを原則とします。

表3 地域団体の設置状況

	設置状況	主な地域団体
1	市が主導して設置した団体	生涯学習推進会 青少年健全育成会 〇〇地区〇〇〇協議会（※1）等
2	関係機関が主導して設置した団体	福祉推進協議会等
3	法定または、国、県等が主導して設置した団体	防犯協会等

（※1）地域限定で設置している団体があります。

4 地区自治協議会の財源

地区自治協議会に対しては、本市から補助金という形で、財政支援を行います。

モデル事業では、地区自治協議会の財源として、地域から“会費を徴収するかどうか”といった議論がありましたが、既に連合町内会や生涯学習推進会で会費を徴収している状況にあり、これ以上の新たな会費徴収は難しいとの判断から、地区自治協議会の財源に会費を位置づけなかったところもありました。

しかし、地区自治協議会は、将来的に「地域を代表する市民団体」化を目指し、地域が主体的に運営していくことを考慮すれば、その運営に係る財源については、少額なりとも地域によって賄われるべきであり、地域住民の皆さんからの会費が、行政からの補助金と並んで地区自治協議会の活動を支える重要な財源となる必要があると考えます。

現時点で会費を徴収しなくとも、会費を徴している既存団体との再編・合流を通じて自主財源を確保していくこともできます。このようなことから、現在、地域住民の皆さんに負担をお願いしている各種会費の状況を勘案しつつ、地区自治協議会の会費のあり方について検討していただく必要があります。

5 地区別の「地域コミュニティ計画」の策定

「豊かな地域コミュニティ」を実現するためには、地域住民の皆さんが自分たちの地域をどのようにしたいかという将来像（目標）や方向性を決めて、その目標に向かって計画的に活動していく必要があります。その将来像（目標）や方向性を示したものが「地域コミュニティ計画（仮称）」です。

その地区ならではの計画を作成し広報することで、協議会関係者や地域住民に対して自治協議会の設立目的や将来像等が分かり易く伝わり理解が深まるほか、活動への参画促進に繋がる可能性もあるなど、事業推進の上で有効な方策と考えられます。各地区ごとに作成されることが望ましいと考え、その作成を支援します。

なお、「地域コミュニティ計画」の作成に当たっては、既に作成されている各地区の地域福祉活動計画などの地域別まちづくり構想に示された各計画書を活用することなどが想定されます。

6 パートナーとしての行政支援

（１）人的支援

地域と行政の橋渡し・コーディネーター役として、サポート職員を配置し、事務局をはじめとする「地区自治協議会」と緊密な連携を図りながら、地区自治協議会の設立準備から設立、そして運用までの自立に向けた支援を行います。

また、併せて、地域の人材発掘・育成支援の方策を検討します。

（２）財政的支援

地区自治協議会の設立に係る準備経費、地区自治協議会設立後の運営や活動に係る

経費と事務局職員人件費、地域づくりへの新たな取り組みに対する支援制度の仕組みづくりを検討します。

（３）活動支援・広報周知

地区自治協議会の設立に関わる地域関係者の事業理解を促進するため、「地区自治協議会」の設立・運営マニュアルを作成します。

また、市ホームページや広報紙を通じて、地区自治協議会の活動のPRや、各地区の活動を事例集としてまとめるなど、積極的な情報発信に取り組みます。

（４）拠点施設の整備

地区自治協議会の活動拠点として位置付けている地区公民館内に協議会事務局を設置します。なお、必要に応じて事務局スペースの確保に向けた整備を行います。

第3節 町内会の活性化

○目的

町内会は、地域コミュニティの中で最も基礎的な組織であること、そして多くの住民の皆さんがお互いさまの精神で支えてきたコミュニティであって、これからも住民の皆さんが主体的に町内会活動に関わり、相互の交流と協力の中で支え合いと絆を維持していくことが大切です。このことを基本にしつつ、町内会の活性化に向けた各種提案や必要な支援を行いながら、町内会の円滑かつ継続的な組織運営を目指します。

○推進内容

町内会が今後も円滑にかつ継続的に活動していくための仕組みづくりや、町内会の再編等についてまとめた「町内会活性化の手引き」と「町内会活動の手引き」をあわせた形で「町内会活性化ガイドライン」を作成し、各町内会に提案するとともに、提案に対する取り組みを希望する町内会に対して支援を行います。

1 町内会の活性化に向けた「町内会活性化ガイドライン」の提案

本市では、町内会の円滑な運営や継続的な活動を促進するため、平成22年3月に「町内会等自治組織 活動の手引き」を作成・配布しました。

この手引きの改訂版として、町内会の機能や町内会の活動内容、役員の構成及び選出方法、規約・事業計画・予算書・決算書の作成方法、町内会長の役割、加入促進の手法、町内会設立や解散など、町内会の設立から運営などの基本項目に加え、各種補助金制度など行政との関わりについてまとめた「町内会活動の手引き」を作成します。

さらに、町内会が今後も円滑かつ継続的に活動していくための仕組みづくりとして、運営しやすい世帯数や「お互いさま」の連帯感をつくりだす班構成などの適正規模の町内会づくり、役員任期制や部会制の導入、班長の役割、活気づくりや絆づくりの手法、町内会の再編に関する事項などをまとめた「町内会活性化の手引き」を作成します。

これら2つの手引きを「町内会活性化ガイドライン」としてまとめて、各町内会に提案するとともに、提案に対する取り組みを希望する町内会があった場合は、個別に相談受付の場を設け、課題の解消に向けた改善策についての助言や支援を行います。

「町内会活性化ガイドライン」の主な提案事項は次のとおりです。

(1) 運営しやすい町内会の世帯数

町内会の世帯数規模については、それぞれの地域の実情もあり、一概には言えませんが、100～300世帯が日常的に地域全体のコミュニティが図られ、まとまりやすく、まとめやすい世帯ではないかと考えます。

（２）「お互いさま」の連帯感をつくりだす班構成

町内会の班組織は、隣近所など日常生活を送る最小単位であり、お互いに連帯意識を高めることで、災害時などの助け合いや支え合いなどができるものと考えます。

そのためには、「大きすぎず、小さすぎない、お互いの顔が見える範囲」の班構成を考える必要があります。

人口・世帯規模、年齢構成や住宅密集度など町内会の状況により差異もあるため、一概にはいえませんが、上記のことを踏まえると、10～20 世帯が「お互いさま」という連帯感をつくりだす班構成ではないかと考えます。

なお、世帯数の少ない小規模の町内会では、それよりも少ない世帯での班構成とすることも想定されるほか、班構成が 5 世帯未満の場合は、班の合併も検討していく必要があると思われます。

（３）役員就任のルールづくり

役員の任期については、町内会長の任期が 1～2 年間、他の役員の任期も 1～2 年間となっている町内会が殆どですが、「役員の再任を妨げない」町内会が多く、このことが役員の長期化を招き、役員の負担感が増加している要因の一つと思われます。

役員の負担軽減を図ることや多くの住民の方が地域に関わるためには、規約等を改正し、次のような役員就任に関するルールづくりや任期制を導入することも必要ではないかと考えます。

- ① 役員の任期が 2 年間の場合、1 年ごとに半数の役員が交代するなど、事業の継続性が保てるような体制を構築する。
- ② 役員の任期の制限期数を設ける（例：町内会長を含む役員の任期は 3 期までとする）。
- ③ 役員づくりのルールとして段階的に昇格していく役員体制のしくみをつくる。
（班長（1 年）⇒体育部長（2 年）⇒会計（2 年）⇒会長（2 年）とするなど）

（４）部会制の導入

町内会には、それぞれ活動部がありますが、町内会と地区自治協議会との活動の連携を期するために、その活動部を地区自治協議会の部会に合わせて構成することや、地区自治協議会と町内会の取り組みが重ならないように整理し、それぞれの役割分担を明確化することで、お互いに参加・協力・支援ができるような体制づくりが期待できると考えられます。

（５）班長の役割

町内会では、少子高齢化の進行、コミュニティ活動に対する意識の希薄化を背景に地域活動への参加者が減少する一方、町内会等への未加入世帯が増加するなど、地域社会に厳しい環境変化があるものと考えられ、町内会役員の担い手不足や役員の負担が増している状況にあります。

地域活動の担い手を育成することは難しい課題であり、一朝一夕に解決できることではありませんが、班長の役割を増やすことで、役員の負担軽減を図ることも考えられます。現在、班長が担っている役割や、班長の役割を増やすことによる影響などを十分に考慮したうえで、役員と班長の役割分担を見直すことが必要であると考えます。

また、「全世帯が1年間班長をする」、「町内会の班長は班全員が知っている」、「班長は町内会のいずれかの部に所属し、副部長と位置付け、積極的に活動に参加・参画してもらう」、「高齢者や障がい者の世帯は配慮する」などの仕組みづくりも必要であると思われます。

（6）活気づくり・絆づくり

地域住民の皆さんに、日常生活に関わりのある地域活動の役割を担ってもらうことで、地域活動の必要性や重要性を深めてもらったり、隣接する町内会と共同で実施することで、これまで取り組めなかった活動や新たな活動の展開が期待できます。

（7）町内会の再編

本市の町内会の世帯規模は大小さまざまであり、地理的条件も異なる中、それぞれに課題がありますが、特に小規模町内会や高齢化が進む町内会では、活動の担い手や役員の確保が困難になるなど、活動が停滞している町内会も見られます。

このような状況の中で、地域住民が、明るく、豊かで、安全・安心に生活ができる地域づくりを行うためには、将来の町内会組織がどうあるべきか検討をすることも大切です。

そのため、運営しやすい適正規模の町内会づくりを目指して、町内会同士の統合や分割といった町内会の再編を行うことも、町内会活性化に向けた一つの手段ではないかと考えられます。

町内会の統合を行うことで活動の範囲が広がり、役員の負担が増えることや、また町内会を分割することで、それぞれの町内会に役員を配置しなければならないことなどの影響を十分考慮したうえで、適正規模の町内会づくりへの検討を行うことも必要です。本市では町内会組織の再編を支援するため、支援制度などの仕組みづくりを検討します。

2 積極的な情報発信の推進

町内会活動を円滑に行うためには、そこに住む住民一人ひとりの協力が必要・不可欠です。また、市民協働のまちづくりを進めるためには、市民と行政の間に相互理解に基づく信頼関係を構築が重要です。

そのためには、町内会活動の必要性や重要性について十分理解を深めてもらうこと、地域活動に積極的に参加し、住民同士が楽しく気軽に参加しお互いを知り合うこと、相互の情報をできる限り共有化することが重要であり、地域と行政がお互いの情報を提供し、共有する機会や手段を拡充することが必要です。

そこで、市広報紙や市ＨＰによる地域活動の情報発信や各町内会で取り組まれている行事等を活動事例集としてまとめるなど、積極的な情報発信に取り組めます。

３ 町内会に対する活動支援

（１）町内会加入促進

町内会加入促進対策として、現在、市として取り組んでいる市役所１階戸籍住民課・各支所の住民異動窓口での町内会加入促進や、広報紙等による広報啓発、官公庁・企業等の職員・社員に対する加入案内などを継続し、町内会加入率向上に取り組めます。

（２）各種補助金等の財政支援の継続

町内会の地域活動の拠点である集会所等の整備に対する補助など、町内会が行う各種事業に対し、財政支援を継続して行います。

（３）出前講座・研修会等の開催

地域活動に対する市民意識啓発の一環として、出前講座や講演会の開催に取り組めます。

第4節 町内会と地区自治協議会との連携

町内会と地区自治協議会は、地域づくりを担う市民団体であり、町内会は地域住民の皆さんの快適で安全・安心な生活を守るための活動、例えばごみステーションの管理や防犯灯の維持管理、子どもたちの見守り、災害時などの安否確認など、日々の生活に深く関わった活動を展開しています。

地区自治協議会は、それぞれの地域団体が集まり、生きがいつくり、福祉の向上、安全・安心、環境美化など、より広域での豊かなまちづくりや地域課題の協議・解消などを目的に活動を実施しています。

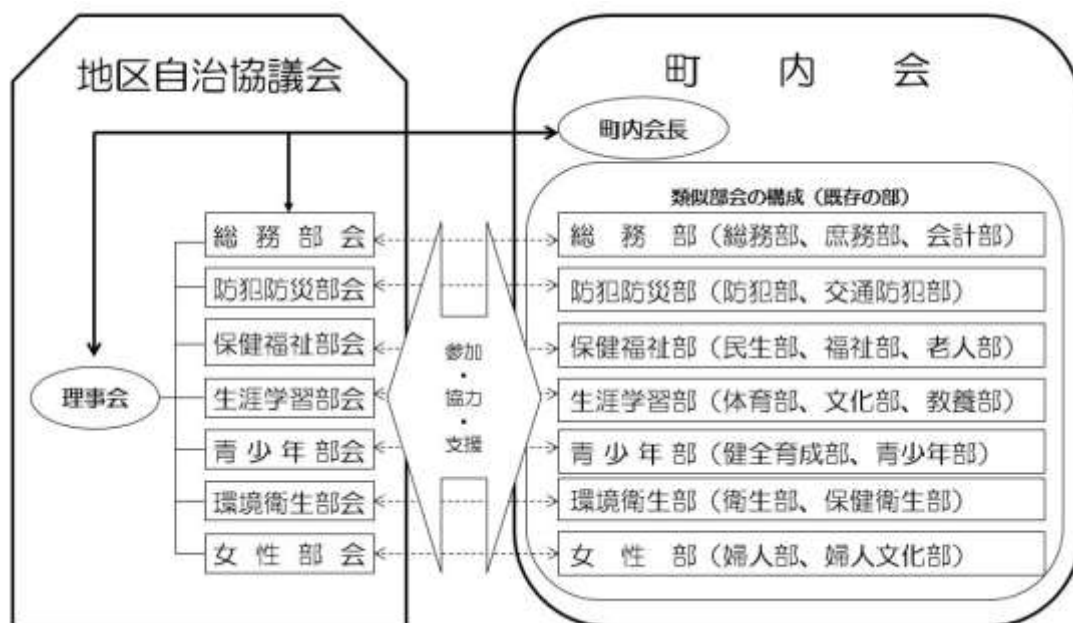
現在は、町内会長を中心とした役員の皆さんが両方の活動に関わっており、役員の負担が大きくなる一方、担い手・後継者不足や活動する人の固定化などの課題もあり、今後の町内会活動をどう維持していくかなどの課題もあります。

そこで、地域の最も基礎的な自治組織である町内会と、広いエリアの地区自治協議会との連携を図り、両団体の役割分担を図ることで、相互の応援体制を構築していくことが両団体の活動拡大につながっていくものと考えます。

1 組織的な関わり

地区自治協議会は、町内会をはじめ各種団体から組織されますが、町内会は、協議会の中心的な存在として期待されることから、協議会と町内会は強い連携関係を構築する必要があります。例えば、協議会の部会が町内会の活動部と連携すること、協議会の部会員には各町内会の同じ部の担当者が参画することなどが挙げられます。

図5 「町内会と地区自治協議会との連携（イメージ）」



2 地区自治協議会と町内会の役割分担

現在町内会では様々な活動を実施していますが、町内会の取り組みを把握し、協議会と町内会のどちらで実施すべき事業であるか整理し、より広域での取り組みが望ましい事業については、協議会で実施する方向で調整する必要があります。

このように両団体の活動を整理し役割分担を明確化することで、町内会の負担軽減が図られるとともに、次のような効果が期待されます。

- ・協議会に多くの町内会関係者が参画することで、同関係者間で協議会活動に関する情報共有が進展し、協議会活動への地域住民の参加・参画が促進されます。
- ・協議会の各部会に各町内会の担当者が集合することで様々な意見交換が進展し、各町の活動の充実と活性化を図ります。
- ・各町内会長が所属する理事会または総務部会は、様々な課題・問題を抱える町内会の支援機能の役割を担います。

3 小規模な町内会と地区自治協議会との連携

小規模の町内会では、役員の担い手の確保さえできない状況であり、当該町内会の実情に応じて設置された活動部の分で連携していただきたいと考えています。

第5節 庁内体制の確立

○目的

地域コミュニティ活性化のため、本章第1節から第3節に掲げる施策を積極的に展開していくためには、それにふさわしい本市の庁内体制の整備が不可欠です。行政窓口の一元化をはじめ、庁内体制の構築を図ります。

○推進内容

1 行政窓口一元化の検討

町内会は、毎年本市の補助金等の交付申請手続きなどで、複数の部署にまわることで、大きな負担を生じている状況にあります。そこで、本市では、「町内会関係の補助金等申請関係書類をまとめて送付する仕組み」と「補助金等の申請受付専用窓口の設置」を構築し、町内会の負担軽減に取り組めます。

2 町内会に対する依頼事務の見直し

現在本市では、町内会に対して年間150件程の文書を送付し、回覧や個別配付を通じて様々な依頼を行っています。

町内会からは、市からの文書配付の負担軽減について、強い要望がっており、ポスターについても数が多く、掲示板に貼れない、公民館等に掲示しても常時開放されておらず見ることができない等の意見が挙がっています。

このようなことから、市の関係各課が主体的に配付文書の内容精査を行うとともに、現在の情報量を変えずに量を減らすなど、配付文書の簡素化及び削減に取り組めます。

また、市から町内会に対し、各種委員の推薦や会議の出席など様々な形で依頼をしていますが、町内会の負担軽減を図るため、依頼事務の見直しに取り組めます。

3 包括補助金の検討

町内会に対しては、市役所各部署から様々な補助金が交付されています。また、生涯学習推進会や福祉推進協議会等に対しても活動に対する補助金が交付されている状況ですが、交付を受けるに当たっては、各関係部署にそれぞれ交付申請を行う必要があることから、町内会を始めとした地域の役員の皆さんの事務処理は大変煩雑となっています。また、用途が限定されたものが多く、年々複雑で深刻化する地域課題に対処できない部分があります。

よって、地域に対する補助金は、可能な限り一括して交付し、地域の実情に応じて必要な事業に優先して配分ができるような包括補助金の導入を目指します。

そして、地域の主体的なまちづくりを推進するとともに、地域と行政双方の事務負担軽減を図ります。

4 専門部署の設置

地域コミュニティ関係の専門部署を設置し、事業の円滑な推進を図るとともに、「地域との窓口」として、行政情報の効果的な提供と地域負担の軽減、行政からの地域支援に対する効率化を図ることで、地域にとって分かりやすく親しみやすい窓口を目指します。

5 市職員の意識改革

地域コミュニティに関し、パートナーとしての行政の担い手づくりも重要であり、地域コミュニティ構築の目的・必要性を市職員自らが十分認識するため、研修会等を実施し、住民自治の促進、市民協働のまちづくりについて、市職員の意識改革を図ります。

6 将来計画に対する検討

(1) 地区自治協議会連絡協議会の設置

市内27地区での地区自治協議会の設立を完了し次第、各地区自治協議会の代表者からなる「地区自治協議会連絡協議会（仮称）」の設立を目指します。

当協議会は、地域づくりに関する市内全体の情報共有や地域づくりに関する意見交換の場としての活用を想定しています。

(2) コミュニティセンター構想の検討

「コミュニティセンター」とは、地域住民の皆さんの主体的なまちづくり活動や福祉活動、ボランティア活動等を支援するための拠点施設のことで、本事業の将来構想の一つに掲げています。既存の公共施設を活用してのセンター設置の可能性について、関係部局との検討を進めていきます。

(3) 地域担当者制度の検討

市民と行政の協働によるまちづくりを推進するため、地域に市職員を配置し、地域住民と市の担当職員が一緒になって地域の課題解決や地域づくりについて考えていく「地域担当者制度」の導入について、研究・検討を行います

(4) 法的整備の検討

町内会などの地域コミュニティが今後も衰退を招くことなく、将来に渡って維持できるように、町内会への地域住民の加入・参加の促進と地域コミュニティの活性化に向けて、より実効性を担保するため、地域コミュニティの活性化を趣旨とした条例等の法的根拠の整備について、その是非を含めて検討を行います。

第5章 本事業の推進内容の具体的な取り組み

前章で述べた推進内容の具体的な取り組みについては、下記のとおりです。

第1節 地区自治協議会の設立

1 地区自治協議会の設立

取り組み（１）	地区自治協議会の設立
所管課	市民生活課
具体的な内容	地区公民館区での豊かな地域づくりを推進する“地域コミュニティ組織”として「地区自治協議会」の設立を推進します。 ・地区説明会等の開催 ・地区自治協議会設立準備会の設置・協議の支援 ・地区自治協議会の設立支援 ・地区自治協議会の運営支援

年次計画

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度以降
地区説明会の開催 設立準備会の設置・協議 地区自治協議会の設立・運営 支援期間 本格運用				

２ パートナーとしての行政支援

取り組み（１）	サポート職員の配置
所管課	市民生活課
具体的な内容	（人的支援） 地域と行政の橋渡しや、地区自治協議会設立に向けてのコーディネーター役として、サポート職員を配置し、事務局をはじめ地域団体代表者等と緊密な連携を図りながら、地区自治協議会の設立準備から設立、そして運用までの自立に向けた支援を行います。

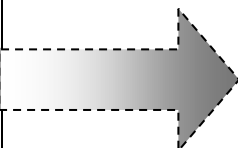
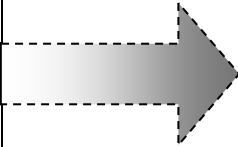
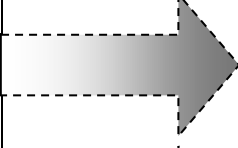
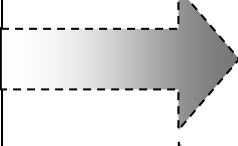
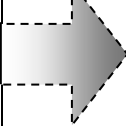
取り組み（２）	人材育成
所管課	関係課
具体的な内容	（人的支援） 地域活動を担う人材の育成を図るため、地域づくりへの主体的意識を育むことに繋がる学習機会を提供します。

取り組み（３）	財政的支援
所管課	市民生活課
具体的な内容	地区自治協議会の設立に係る準備経費、地区自治協議会設立後の運営や活動に係る経費と事務局職員人件費、地域づくりへの新たな取り組みに対する支援制度の仕組みづくりを検討します。

取り組み（４）	活動支援・広報周知
所管課	市民生活課
具体的な内容	地区自治協議会の設立・運用に向けた活動支援を行います。 ・地区自治協議会の設立・運用マニュアルの作成 ・市ホームページや広報紙等による情報発信

取り組み（５）	拠点施設整備
所管課	市民生活課
具体的な内容	地区自治協議会の活動拠点である地区公民館内に協議会事務局を設置します。

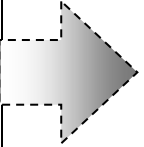
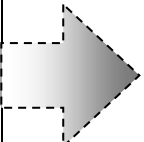
年次計画

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度以降
				
サポート職員の配置				
				
検討	人材育成の実施			
				
検討	財政支援			
				
マニュアル作成	マニュアル配付（随時見直し）			
				
ホームページ、広報等による情報発信				
				
調査	拠点施設整備			

3 地域団体との再編・合流

取り組み（１）	地区自治協議会と既存団体の再編・合流
所管課	市民生活課
具体的な内容	地区自治協議会の設立にあたり、既存団体の設立状況に応じて、段階的に既存団体との再編・合流や連携・協力体制の構築について検討を進めていきます。 また、地区自治協議会と既存団体の補助金等の包括化と一体的に進めていく必要があります。 第１段階 市が主導して設立した団体 第２段階 関係機関が主導して設立した団体 第３段階 法定または国、県等が主導して設立した団体 ※地区自治協議会の設立後は、市が主導して新たな団体を設立しないことを原則とします。

年次計画

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度以降
				
	第1段階（再編・合流）			
				
	第2段階（再編・合流）			
				
		第3段階（連携・協力）		

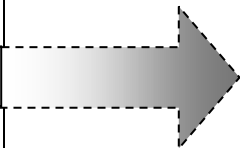
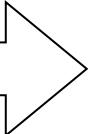
第2節 町内会の活性化

1 町内会活性化ガイドラインの提案

取り組み（１）	町内会活性化ガイドラインの提案
所管課	市民生活課
具体的な内容	町内会が今後も円滑かつ継続的に活動していくための仕組みづくりとして「町内会活性化ガイドライン（町内会活動の手引き・町内会活性化の手引き）」を作成し、各町内会に提案するとともに、町内会からの各種相談に対応します。

取り組み（２）	町内会の再編
所管課	市民生活課
具体的な内容	町内会組織の再編を支援するため、支援制度などの仕組みづくりを検討します。

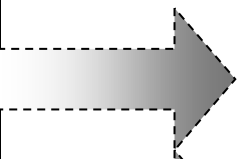
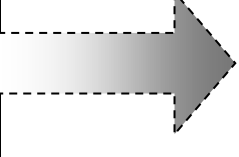
年次計画

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度以降
				
ガイドライン作成	ガイドラインの提案・各種相談の受付			
				
町内会の再編検討	町内会の再編支援			

2 情報発信の推進

取り組み（１）	情報発信
所管課	市民生活課
具体的な内容	地域活動の情報発信や各町内会で取り組まれている行事等の活動事例集を作成します。 ・市ホームページや市広報紙による情報発信 ・活動事例集の作成

年次計画

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度以降
	ホームページ、広報等による情報発信			
	活動事例集の作成	活動事例集の提供		

3 町内会に対する活動支援

取り組み（１）	町内会の加入促進
所管課	市民生活課、関係課、全部局
具体的な内容	（住民異動時の加入促進） 転入または転居の市民を対象に、住民異動受付窓口での町内会の加入案内を実施します。 （官公庁・大学・不動産業者等への加入促進） 官公庁等の職員や不動産業者、各部局の関係団体等への町内会の加入案内を実施します。

取り組み（２）	各種補助金等の財政支援の継続
所管課	市民生活課、関係課
具体的な内容	町内会の地域活動の拠点である集会所等の整備に対する補助やまちづくり促進事業の補助など、町内会が行う各種事業に対し、財政支援を継続して行います。

取り組み（３）	出前講座・講演会の開催
所管課	市民生活課
具体的な内容	地域活動に対する市民意識啓発の一環として、出前講座や講演会の開催に取り組みます。

年次計画

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度以降
町内会の加入促進の継続実施				
各種補助金等の財政支援の継続実施				
出前講座・講演会の開催の継続実施				

第3節 庁内体制の確立

1 行政窓口の一元化

取り組み（１）	町内会関係の補助金等の申請関係書類の一括送付
所管課	市民生活課、関係課
具体的な内容	関係課毎に送付している補助金等の申請書類を年度当初にまとめて送付（一括送付）して、町内会の負担軽減を図ります。

取り組み（２）	町内会関係の補助金等の受付申請窓口の設置
所管課	市民生活課、関係課
具体的な内容	現在関係課毎に受付している補助金等の申請を一か所で受け付ける専用窓口（受付窓口）を設置して、町内会の負担軽減を図ります。

年次計画

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度以降
（一括送付）一部実施	（一括送付）実現可能なものから段階的に取り組む			
（受付窓口）一部実施	（受付窓口）実現可能なものから段階的に取り組む			

2 町内会に対する依頼事務の見直し

取り組み（１）	町内会に対する依頼事務の見直し
所管課	市民生活課、関係課、全部局
具体的な内容	市の文書配付の負担軽減のため、配付文書の簡素化と減量化に取り組めます。 各種委員の推薦や会議の出席など様々な形での町内会への依頼事務の見直しに取り組めます。

年次計画

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度以降
検討	依頼事務の見直しの順次実施			

3 包括補助金の検討

取り組み（１）	町内会関係の補助金等の包括化
所管課	市民生活課、関係課
具体的な内容	町内会関係の補助金等の包括化により、交付申請手続き等の簡素化と町内会の使いやすい補助金制度について検討します。

取り組み（２）	地区自治協議会と既存団体の補助金等の包括化
所管課	市民生活課、関係課、関係部局
具体的な内容	市が主導して設立した団体の補助金の包括化について検討を行います。 また、地区自治協議会と既存団体の再編・合流と一体的に進めていく必要があります。

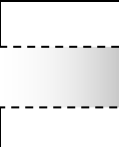
年次計画

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度以降	
					
	町内会関係の補助金等の包括化の検討				
	地区自治協議会と既存団体の補助金等の包括化 実現可能なものから段階的に取り組む				

4 専門部署の設置

取り組み（１）	専門部署の設置
所管課	市民生活課、関係課
具体的な内容	地域コミュニティ関係の専門部署を設置し、事業の円滑な推進を図ります。

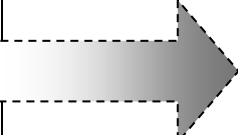
年次計画

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度以降
				
	検討	専門部署の設置	運用	

5 市職員の意識改革

取り組み（１）	職員研修
所管課	市民生活課、関係課
具体的な内容	地域コミュニティ構築の目的・必要性を職員自らが十分認識するため、研修会等を実施し、職員の意識改革を図ります。

年次計画

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度以降
				
職員研修の実施				

6 将来計画の検討

取り組み（１）	地区自治協議会連絡協議会の設置
所管課	市民生活課
具体的な内容	市内27地区での自治協議会の設立完了後、各地区自治協議会の代表者からなる「地区自治協議会連絡協議会（仮称）」の設置を目指します。

取り組み（２）	コミュニティセンター構想の検討
所管課	市民生活課、関係課
具体的な内容	地域住民の総意による独自の地域活動や事業に取り組むことができる拠点施設としての「コミュニティセンター」設置の実現可能性について、関係部局と検討を行います。

取り組み（３）	地域担当者制度の検討
所管課	市民生活課、関係課
具体的な内容	市民と行政の協働によるまちづくりを推進するため、地域に担当職員を配置し、地域住民と市の担当職員が一緒になって、地域の課題解決や地域づくりについて考えていく「地域担当者制度」への導入について研究・検討を行います。

取り組み（４）	法的根拠の整備の検討
所管課	市民生活課
具体的な内容	町内会などの地域コミュニティが今後も衰退を招くことなく、将来に渡って維持できるように、町内会への地域住民の加入・参加の促進と地域コミュニティの活性化に向けて、より実効性を担保するため、地域コミュニティの活性化を趣旨とした条例等の法的根拠の整備について、その是非を含めて検討を行います。

年次計画

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度以降
		地区自治協議会連絡協議会の設置の検討		設置、運用
		コミュニティセンター構想の検討		
		地域担当者制度の検討		
		法的根拠の整備の検討		